

休暇・休業制度	制 度 の 内 容	手続き 取得確認
育児時間 (特別休暇) P 10	<p>生後1年6か月に達しない子の養育のため、1日90分以内で取得することができる(夫婦合わせて90分、夫婦で同じ時間帯に取得可。夫が府職員以外の場合は妻は90分取得可。)</p> <p>実績確認：取得内容()</p>	<p>特休届</p> <p><input type="checkbox"/></p>
子育てを行う教職員の休暇 (特別休暇) P 10	<p>中学3年生終了までの子又は特別支援学校(高等部専攻科を除く。)に在籍する子の看病及び通院等の世話、任意の予防接種及び健康診断等の付き添い、学校行事への参加のための休暇</p> <p>小学校3年生終了までの子の場合、インフルエンザや台風などで休校等となった場合にも利用でき、中学校3年生の場合、合格した高校等が主催する入学説明会に出席する場合も利用できる。</p> <p>(1日・半日・1時間単位で7日まで取得可能。対象となる子が2人の場合10日、3人以上の場合は3人目の子1人につき1日加算)</p> <p>実績確認：取得内容()</p>	<p>特休届</p> <p><input type="checkbox"/></p>

特に妊娠中の女性教職員に対して、学校としての支援体制	<input type="checkbox"/>
学校としての体制	<p>妊娠中の教職員の業務分担を配慮するため職場全体でのフォロー 妊娠中の教職員への長期及び遠方への出張等配慮 その他 { }</p>

手当関係の説明	<input type="checkbox"/>
児童手当 P 14	中学校3年生修了までの子を養育しているとき、前年1年間の所得額に応じて支給
扶養手当 P 16	扶養親族に認定された場合に支給 月額 6,500円

その他制度説明	<input type="checkbox"/>
育児を行う教職員の時間外勤務制限 P 11	<p>3歳未満の子を養育する教職員は、時間外勤務を免除することを請求できる。</p> <p>小学校就学前までの子を養育する教職員は、時間外勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限することを請求できる。</p> <p>(1年又は1年に満たない月)</p>
育児を行う教職員の深夜勤務制限 P 11	<p>小学校就学前までの子を養育する教職員は、深夜勤務(午後10時～午前5時)の制限を請求することができます。(6か月以内)</p> <p>ただし、常態として養育できる配偶者がいる場合を除く。</p>

※ 教育職員の場合、時間外勤務を命じることができる項目が限定されていることを踏まえて、説明してください。